

技 第 2 9 8 号  
平成30年9月26日

隠岐支庁関係各局長  
農林水産部関係各課長  
農林水産部地方機関の長  
土木部関係各課長  
土木部地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法の改正について（通知）

このことについて、平成28年9月6日付け技第613号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について」により通知しているところですが、下記のとおり改正しますので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村へは別途参考送付しています。

#### 記

#### 1 改正内容

別添新旧対照表のとおり。

#### 2 適用

当初設計及び契約済み工事で、必要となる歩掛を平成30年10月1日以降に見積依頼する工事に適用する。

#### 3 その他

本通知は、職員ポータルライブラリに以下の名称で登録します。

01-03-337【設計積算基準関連通知】建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について

## 別紙1「建設工事における見積による歩掛の決定方法」

### 1 見積依頼方法

見積依頼は所属の長名（課長、事務所長等）で公文書により行い、見積書の宛名は発注者名（知事、事務所長等）とする。

### 2 見積依頼先

見積条件を精査の上、当該工事の入札に参加することができる者の中から入札参加者指名審査会において5者以上を選定する。

### 3 見積条件

見積依頼先が適切な見積を行うことができるように、次の事項を見積条件として明示する。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 施工予定期間
- (4) 見積有効期限
- (5) 見積工種
- (6) 施工予定数量・歩掛の適用範囲
- (7) 施工条件及び現場条件
- (8) 図面
- (9) その他見積に必要となるもの

### 4 見積依頼にあたっての留意事項

#### (1) 労務費

労務の職種は、「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」による。労務単価は、技術管理課ホームページで公表している「公共工事設計労務単価表」によるものとし、この「公共工事設計労務単価表」を見積依頼に添付する。

ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、提出された見積書の職種及び労務単価によるものとする。

また、見積に使用する職種、人員構成は見積依頼先が決定する。

#### (2) 機械経費

機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設工事積算基準第15編単価」によるものとし、それに掲載のない機械経費については、「建設工事積算基準 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1材料費 (2) 価格 2) (ロ) 物価資料による場合」を準用するものとする（以下、「物価資料価格」という。）。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。

ただし、「請負工事機械経費積算要領」、「建設工事積算基準第15編単価」又は「物価資料価格」によることができない機械経費については提出された見積書の機械経費によるものとする。

#### (3) 材料費

材料費は、「建設工事積算基準 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1材料費」によるものとする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。

#### (4) 機器単体費

機器単体費は、「建設工事積算基準 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1材料費」によるものとする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。ただし、「建設工事積算基準第15編単価」、「物価資料価格」、「特別資材調査」によることができない

機器単体費で、かつ、歩掛と機器類が一体として機能する場合は、その機器単体費を併せて見積依頼するものとする。

**(5) 諸雑費**

諸雑費を計上する必要がある場合は、提出された見積書によるものとする。見積書には諸雑費として計上する内容や諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費等））を明記させること。

**(6) 間接工事費**

直接工事費に係る歩掛を見積依頼する際には、それと不可分である間接工事費（積上げ運搬費等）に係る歩掛を見積依頼する必要があるか精査し、必要な場合は、同時に見積依頼すること。

**(7) 提出期限**

見積依頼先が見積条件を適切に反映した見積を行うことができるように十分な期間を確保し、設定すること。

**5 見積に対する質問回答の取扱い**

別添「歩掛の見積依頼に対する質問回答の取扱いについて(平成23年7月25日付け技第266号)」による。

**6 見積辞退等があった場合の取扱い**

見積書の提出が1者の場合は無効とする。

**7 見積により歩掛を決定する手順（別紙2「見積による歩掛決定フロー」参照）**

STEP1 見積条件を満たしていない見積書を除外する。

STEP2 提出された見積書に記載されている単価のなかに、「公共工事設計労務単価表」、「建設工事積算基準第15編単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。置き換える単価は、この時点(STEP2)のものとする。

STEP3 見積書の直接工事費と積上げ計上が必要な間接工事費の合計額により全見積書の平均値を算出する。

STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外し、再度、平均値を算出する。

なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。

STEP5 平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。

（平均値と同一額の見積書がある場合はその見積書の歩掛を採用する）

[決定例]

	直接工事費	+	間接工事費(積上分)	=	合計
A 者	7,000,000 円	+	550,000 円	=	7,550,000 円
B 者	7,000,000 円	+	820,000 円	=	7,820,000 円
C 者	7,500,000 円	+	550,000 円	=	8,050,000 円
D 者	7,600,000 円	+	600,000 円	=	8,200,000 円
E 者	8,500,000 円	+	750,000 円	=	9,250,000 円

---

5 者の平均値	8,174,000 円・・・①
異常値の確認	①×0.7 = 5,721,800 円
	①×1.3 = 10,626,200 円

よって、異常値の除外はないため、平均値の直下である C 者 (8,050,000 円) の見積書の歩掛を採用し、工事費を積算する。

機器単体費を歩掛と併せて見積依頼した場合には、STEP4、STEP5を以下に置き換えて機器単体費、歩掛を採用する。

STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外する。

なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。

STEP5 最低値となる見積書の機器単体費、歩掛を採用する。

## 8 複数の工種の歩掛を見積徴収する場合の取扱い

複数の工種の歩掛を見積徴収する場合は、工種毎に上記「7 見積により歩掛を決定する手順」により歩掛を決定する。

工種の括りについては、工種の類似性や下請負契約単位、現場作業の連続性等を勘案して定める。

## 9 契約済み工事で歩掛見積を追加徴収する場合の取扱い

契約済み工事で、建設工事積算基準に設定のない歩掛の工種を追加する場合の見積依頼先は、上記「2 見積依頼先」による選定は行わず、当該工事の受注者 1 者から見積を徴収し、受発注者協議のうえ歩掛を決定する。

ただし、この場合、類似工種の歩掛と比較するなどして、見積書の妥当性を確認すること。

## 10 情報開示の取扱い

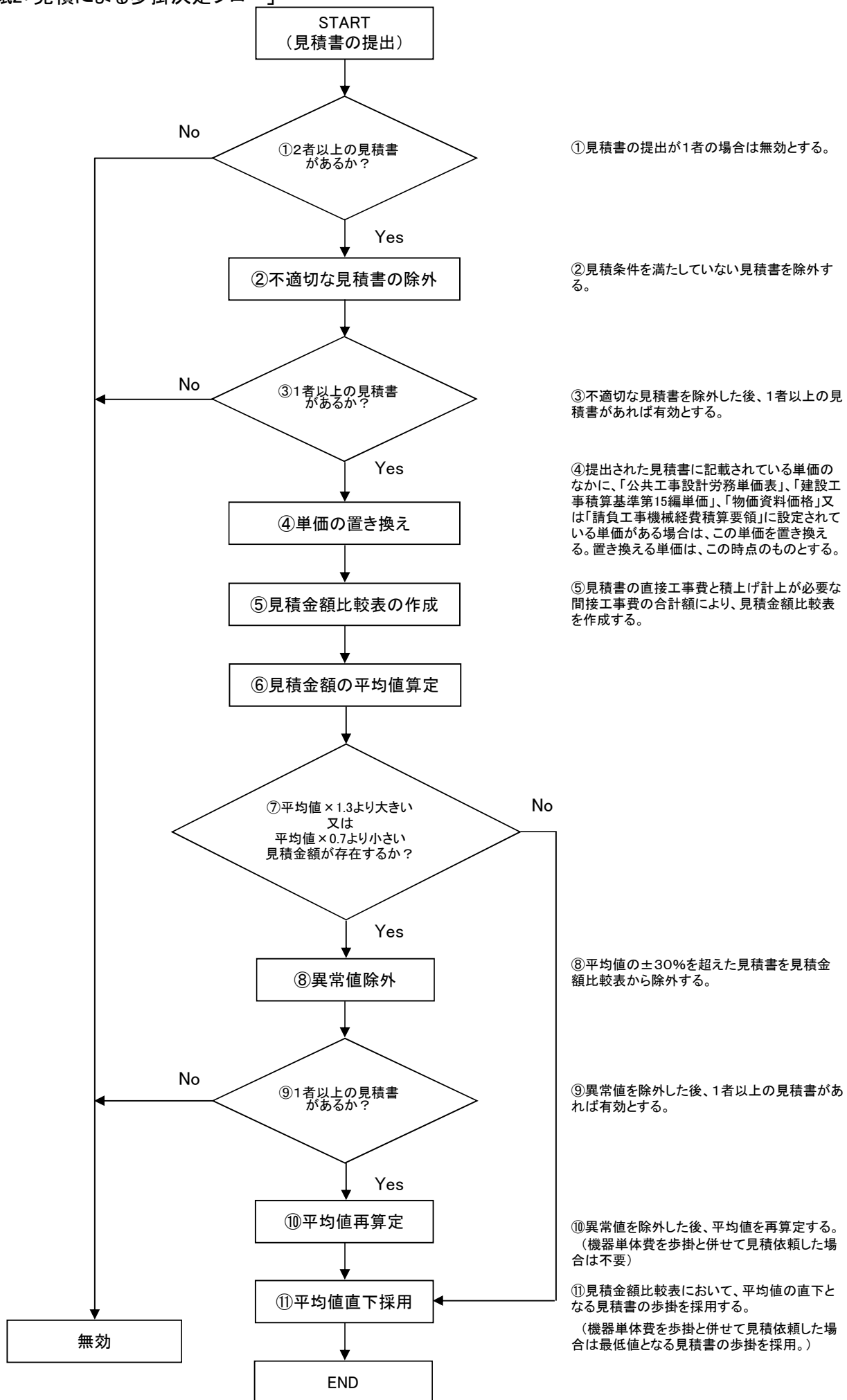
島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条第1項第3号の法人等の非公開情報の記述に基づき、情報公開等の開示の対象は発注者が作成した資料のみとし、見積書は対象外とする。

また、発注者が作成した資料を開示する場合も依頼先が特定される情報は非公表とする。

## 11 発注にあたっての留意事項

上記「7 見積により歩掛を決定する手順」の STEP2 において置き換えた単価は、工事起工の場合は工事執行の起案日の単価を適用し、上記「9 契約済み工事で歩掛見積を追加徴収する場合の取扱い」により追加工種を指示する場合は変更指示時点の単価を適用すること。

別紙2「見積による歩掛決定フロー」



## 1 見積条件

## (1) 工事名

(一) ○○線○○工事

## (2) 工事場所

島根県○○市○○地内

## (3) 施工予定期間

平成○○年○○月～平成○○年○○月

## (4) 見積有効期限

平成○○年○○月○○日限り

## (5) 見積工種

○○工、△△△工

## (6) 施工予定数量・歩掛の適用範囲

○○工、△△△工の工事数量・歩掛りの適用範囲は、下表を予定しています。

工種	施工条件区分	施工予定数量	歩掛の適用範囲※
○○工	勾配 1:0.4	750 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
	勾配 1:0.5	1,600 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
△△△工	○○	□□m	▲▲m以上 ○○m未満

※歩掛の適用範囲については、必要に応じて修正してください。

## (7) 施工条件及び現場条件

【施工条件及び現場条件を明記する。】

## (8) 図面

## (9) その他見積に必要となるもの

【その他見積に必要となるものがある場合は明記する。】

## 2 見積にあたっての留意事項

## (1) 労務費

労務の職種は、「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」によるものとします。

労務単価は、別添の「公共工事設計労務単価表」により記入してください。

ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、その職種及び労務単価を記入してください。

また、見積に使用する職種、人員構成は貴社が決定してください。

## (2) 機械経費

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。

(3) 材料費（機器単体費）

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。

(4) 諸雑費

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。

(5) 間接工事費

見積工種に係る直接工事費の歩掛と不可分である間接工事費の歩掛で積上げ計上が必要な場合には、併せて見積書に記入してください。

(6) その他

歩掛の決定にあたっては、県設定単価及び物価資料価格等を使用しますので、ご承知ください。

3 見積に対する質問回答の取扱い

この見積依頼に対する質問がある場合は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに別添質問書（様式1）により提出してください。

4 提出内容

(1) 見積書

歩掛を別紙に記入の上、提出してください。

なお、記入欄は必要に応じて加除してください。

宛名は「島根県〇〇県土整備事務所長」としてください。

(2) 提出先

島根県〇〇県土整備事業所

【担当】土木工務第〇課 〇〇係 〇〇

(3) 提出期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 その他

見積書の作成費用は、貴社でご負担ください。

別紙

## 見積書

〇〇〇工 〇〇当りに要する歩掛を以下の様式に従って記入するものとする。

なお、記入欄は必要に応じて加除する。

〇〇〇工歩掛

( 〇〇当り )

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
(労務名称)						
(材料(機器)名称)						
(機械名称)						【機-1】
(諸雑費)						
合計						

(注)

- 賃金対象8時間の時の歩掛を記載する。
- 労務区分は「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」から職種を選定し記載する。
- 機械の数量は、時間損料機械の場合は時間を、運転日損料機械の場合は日数を記載する。
- 材料はロス等を含む数量を記入する。
- 諸雑費は必要に応じて記載することとし、労務費に対する割合(%)で記載する。  
また、備考欄には諸雑費の具体的な内容を記載する。

【機-1】

〇〇〇機械 〇〇当り単価表

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
(運転手名称)						
(燃料名称)						
(機械名称)						
(諸雑費)						
合計						

(注)

- 建設工事積算基準(機械経費)に記載されていない、特殊な機械を使用する場合は、規格欄にメーカー及び型式も記載する。
- 運転時間当たり機械の運転手の数量は、 $1/T$  で記載する。(Tは、機械の運転1日当り運転時間)



# 新旧対照表

別紙 1

旧	新
<p><b>4 見積依頼にあたっての留意事項</b></p> <p><b>(1) 労務費</b>            労務の職種は、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 14 章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」による。労務単価は、技術管理課ホームページで公表している「公共工事設計労務単価表」によるものとし、この「公共工事設計労務単価表」を見積依頼に添付する。            ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、提出された見積書の職種及び労務単価によるものとする。            また、見積に使用する職種、人員構成は見積依頼先が決定する。</p> <p><b>(2) 機械経費</b>            機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設工事積算基準第 15 編単価」によるものとし、それに掲載のない機械経費については、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 2) (ロ) 物価資料による場合」を準用するものとする(以下、「物価資料価格」という。)。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。            ただし、「請負工事機械経費積算要領」、「建設工事積算基準第 15 編単価」又は「物価資料価格」によることができない機械経費については提出された見積書の機械経費によるものとする。</p> <p><b>(3) 材料費</b>            材料費は、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費」によるものとする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。ただし、「建設工事積算基準第 15 編単価」又は「物価資料価格」によることができない材料費で、かつ、機器類等で歩掛と材料が一体として機能する場合は、その材料費を併せて見積依頼するものとする。</p> <p><b>(4) 諸雑費</b>            諸雑費を計上する必要がある場合は、提出された見積書によるものとする。見積書には諸雑費として計上する内容や諸雑費の根拠(諸雑費の率及び対象となるもの(労務費、機械経費等))を明記させること。</p> <p><b>(5) 間接工事費</b>            直接工事費に係る歩掛を見積依頼する際には、それと不可分である間接工事費(積上げ運搬費等)に係る歩掛を見積依頼する必要があるか精査し、必要な場合は、同時に見積依頼すること。</p> <p><b>(6) 提出期限</b>            見積依頼先が見積条件を適切に反映した見積を行うことができるように十分な期間を確保し、設定すること。</p>	<p><b>4 見積依頼にあたっての留意事項</b></p> <p><b>(1) 労務費</b>            労務の職種は、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 14 章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」による。労務単価は、技術管理課ホームページで公表している「公共工事設計労務単価表」によるものとし、この「公共工事設計労務単価表」を見積依頼に添付する。            ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、提出された見積書の職種及び労務単価によるものとする。            また、見積に使用する職種、人員構成は見積依頼先が決定する。</p> <p><b>(2) 機械経費</b>            機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設工事積算基準第 15 編単価」によるものとし、それに掲載のない機械経費については、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 2) (ロ) 物価資料による場合」を準用するものとする(以下、「物価資料価格」という。)。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。            ただし、「請負工事機械経費積算要領」、「建設工事積算基準第 15 編単価」又は「物価資料価格」によることができない機械経費については提出された見積書の機械経費によるものとする。</p> <p><b>(3) 材料費</b>            材料費は、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費」によるものとする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。</p> <p><b>(4) 機器単体費</b>            機器単体費は、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費」によるものとする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。ただし、「建設工事積算基準第 15 編単価」、「物価資料価格」、「特別資材調査」によることができない機器単体費で、かつ、歩掛と機器類が一体として機能する場合は、その機器単体費を併せて見積依頼するものとする。</p> <p><del>(4) (5) 諸雑費</del>            諸雑費を計上する必要がある場合は、提出された見積書によるものとする。見積書には諸雑費として計上する内容や諸雑費の根拠(諸雑費の率及び対象となるもの(労務費、機械経費等))を明記させること。</p> <p><del>(5) (6) 間接工事費</del>            直接工事費に係る歩掛を見積依頼する際には、それと不可分である間接工事費(積上げ運搬費等)に係る歩掛を見積依頼する必要があるか精査し、必要な場合は、同時に見積依頼すること。</p> <p><del>(6) (7) 提出期限</del>            見積依頼先が見積条件を適切に反映した見積を行うことができるように十分な期間を確保し、設定すること。</p>

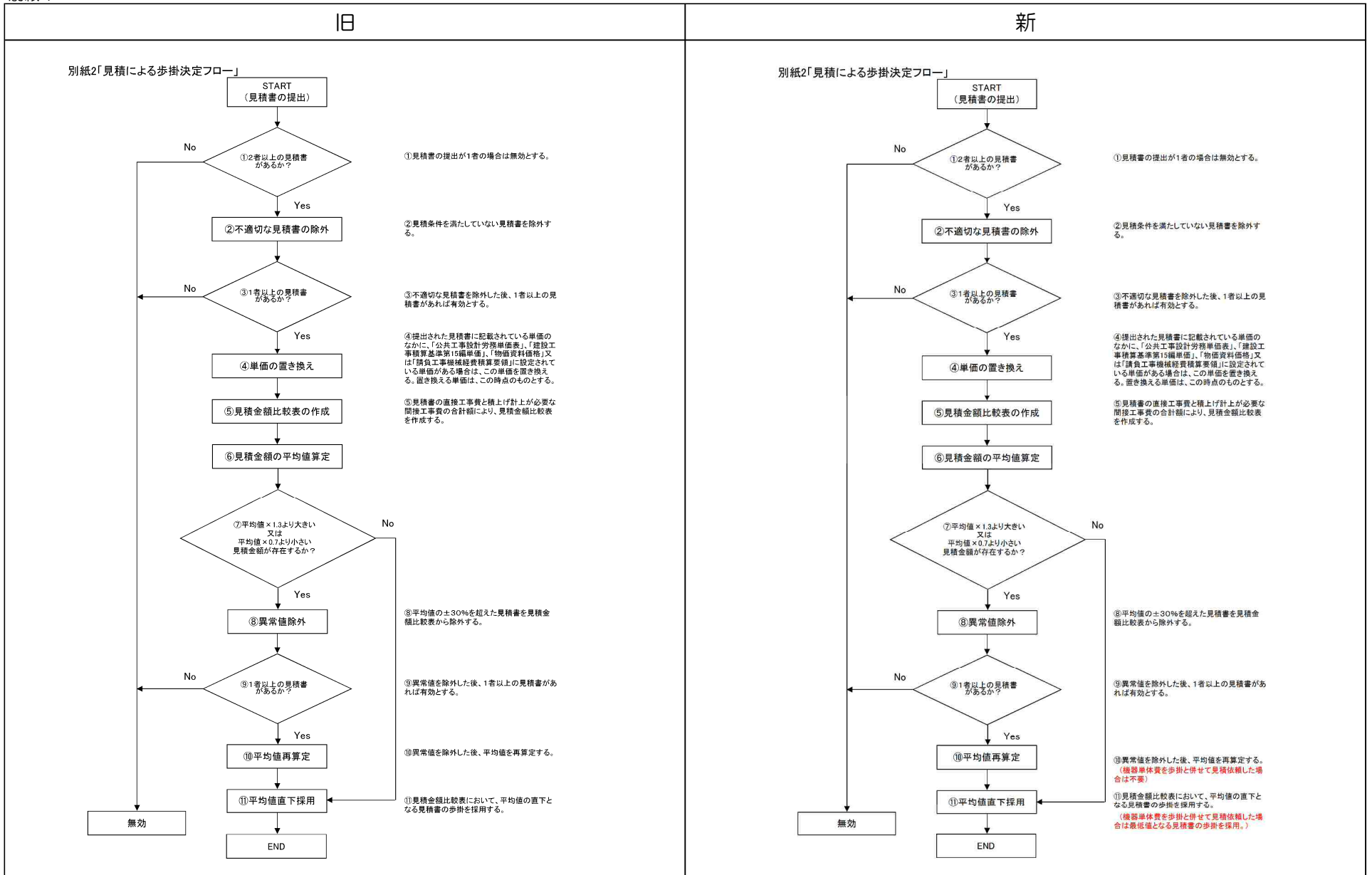
# 新旧対照表

別紙 1

旧	新																																																																																				
<p><b>7 見積により歩掛を決定する手順（別紙2「見積による歩掛決定フロー」参照）</b></p> <p>STEP1 見積条件を満たしていない見積書を除外する。</p> <p>STEP2 提出された見積書に記載されている単価のなかに、「公共工事設計労務単価表」、「建設工事積算基準第15編単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。置き換える単価は、この時点（STEP2）のものとする。</p> <p>STEP3 見積書の直接工事費と積上げ計上が必要な間接工事費の合計額により全見積書の平均値を算出する。</p> <p>STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外し、再度、平均値を算出する。 なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。</p> <p>STEP5 平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。 (平均値と同一額の見積書がある場合はその見積書の歩掛を採用する)</p>	<p><b>7 見積により歩掛を決定する手順（別紙2「見積による歩掛決定フロー」参照）</b></p> <p>STEP1 見積条件を満たしていない見積書を除外する。</p> <p>STEP2 提出された見積書に記載されている単価のなかに、「公共工事設計労務単価表」、「建設工事積算基準第15編単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。置き換える単価は、この時点（STEP2）のものとする。</p> <p>STEP3 見積書の直接工事費と積上げ計上が必要な間接工事費の合計額により全見積書の平均値を算出する。</p> <p>STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外し、再度、平均値を算出する。 なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。</p> <p>STEP5 平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。 (平均値と同一額の見積書がある場合はその見積書の歩掛を採用する)</p>																																																																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>[決定例]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">直接工事費</th> <th style="text-align: center;">+</th> <th style="text-align: right;">間接工事費(積上分)</th> <th style="text-align: center;">=</th> <th style="text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 者</td> <td style="text-align: right;">7,000,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 7,550,000 円</td> </tr> <tr> <td>B 者</td> <td style="text-align: right;">7,000,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">820,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 7,820,000 円</td> </tr> <tr> <td>C 者</td> <td style="text-align: right;">7,500,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 8,050,000 円</td> </tr> <tr> <td>D 者</td> <td style="text-align: right;">7,600,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">600,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 8,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>E 者</td> <td style="text-align: right;">8,500,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">750,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 9,250,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">5 者の平均値</td> <td style="text-align: right;">8,174,000 円・・・①</td> </tr> <tr> <td>異常値の確認</td> <td style="text-align: right;">①×0.7 = 5,721,800 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">①×1.3 = 10,626,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>よって、異常値の除外はないため、平均値の直下である C 者（8,050,000 円）の見積書の歩掛を採用し、工事費を積算する。</p> </div>		直接工事費	+	間接工事費(積上分)	=	合計	A 者	7,000,000 円		550,000 円		= 7,550,000 円	B 者	7,000,000 円		820,000 円		= 7,820,000 円	C 者	7,500,000 円		550,000 円		= 8,050,000 円	D 者	7,600,000 円		600,000 円		= 8,200,000 円	E 者	8,500,000 円		750,000 円		= 9,250,000 円	5 者の平均値	8,174,000 円・・・①	異常値の確認	①×0.7 = 5,721,800 円		①×1.3 = 10,626,200 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>[決定例]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">直接工事費</th> <th style="text-align: center;">+</th> <th style="text-align: right;">間接工事費(積上分)</th> <th style="text-align: center;">=</th> <th style="text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 者</td> <td style="text-align: right;">7,000,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 7,550,000 円</td> </tr> <tr> <td>B 者</td> <td style="text-align: right;">7,000,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">820,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 7,820,000 円</td> </tr> <tr> <td>C 者</td> <td style="text-align: right;">7,500,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 8,050,000 円</td> </tr> <tr> <td>D 者</td> <td style="text-align: right;">7,600,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">600,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 8,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>E 者</td> <td style="text-align: right;">8,500,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">750,000 円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">= 9,250,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">5 者の平均値</td> <td style="text-align: right;">8,174,000 円・・・①</td> </tr> <tr> <td>異常値の確認</td> <td style="text-align: right;">①×0.7 = 5,721,800 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">①×1.3 = 10,626,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>よって、異常値の除外はないため、平均値の直下である C 者（8,050,000 円）の見積書の歩掛を採用し、工事費を積算する。</p> </div> <p style="color: red; margin-top: 10px;">機器単体費を歩掛と併せて見積依頼した場合には、STEP4、STEP5を以下に置き換えて機器単体費、歩掛を採用する。</p> <p>STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外する。 なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。</p> <p>STEP5 最低値となる見積書の機器単体費、歩掛を採用する。</p>		直接工事費	+	間接工事費(積上分)	=	合計	A 者	7,000,000 円		550,000 円		= 7,550,000 円	B 者	7,000,000 円		820,000 円		= 7,820,000 円	C 者	7,500,000 円		550,000 円		= 8,050,000 円	D 者	7,600,000 円		600,000 円		= 8,200,000 円	E 者	8,500,000 円		750,000 円		= 9,250,000 円	5 者の平均値	8,174,000 円・・・①	異常値の確認	①×0.7 = 5,721,800 円		①×1.3 = 10,626,200 円
	直接工事費	+	間接工事費(積上分)	=	合計																																																																																
A 者	7,000,000 円		550,000 円		= 7,550,000 円																																																																																
B 者	7,000,000 円		820,000 円		= 7,820,000 円																																																																																
C 者	7,500,000 円		550,000 円		= 8,050,000 円																																																																																
D 者	7,600,000 円		600,000 円		= 8,200,000 円																																																																																
E 者	8,500,000 円		750,000 円		= 9,250,000 円																																																																																
5 者の平均値	8,174,000 円・・・①																																																																																				
異常値の確認	①×0.7 = 5,721,800 円																																																																																				
	①×1.3 = 10,626,200 円																																																																																				
	直接工事費	+	間接工事費(積上分)	=	合計																																																																																
A 者	7,000,000 円		550,000 円		= 7,550,000 円																																																																																
B 者	7,000,000 円		820,000 円		= 7,820,000 円																																																																																
C 者	7,500,000 円		550,000 円		= 8,050,000 円																																																																																
D 者	7,600,000 円		600,000 円		= 8,200,000 円																																																																																
E 者	8,500,000 円		750,000 円		= 9,250,000 円																																																																																
5 者の平均値	8,174,000 円・・・①																																																																																				
異常値の確認	①×0.7 = 5,721,800 円																																																																																				
	①×1.3 = 10,626,200 円																																																																																				

# 新旧対照表

別紙1



# 新旧対照表

別紙 1

旧	新																																																																																				
<p>記載例</p> <p>(3) 材料費 歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">見積書</p> <p>〇〇〇工 〇〇当りに要する歩掛を以下の様式に従って記入するものとする。 なお、記入欄は必要に応じて加除する。</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇工歩掛 ( 〇〇当り )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(労務名称)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料名称)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(機械名称)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">【機-1】</td> </tr> <tr> <td>(諸雑費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>賃金対象8時間の時の歩掛を記載する。</li> <li>労務区分は「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」から職種を選定し記載する。</li> <li>機械の数量は、時間損料機械の場合は時間を、運転日損料機械の場合は日数を記載する。</li> <li>材料はロス等を含む数量を記入する。</li> <li>諸雑費は必要に応じて記載することとし、労務費に対する割合(%)で記載する。 また、備考欄には諸雑費の具体的な内容を記載する。</li> </ol>	名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考	(労務名称)							(材料名称)							(機械名称)						【機-1】	(諸雑費)							合計							<p>記載例</p> <p>(3) 材料費 (機器単体費) 歩掛を構成する上で、必要な場合は計上してください。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">見積書</p> <p>〇〇〇工 〇〇当りに要する歩掛を以下の様式に従って記入するものとする。 なお、記入欄は必要に応じて加除する。</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇工歩掛 ( 〇〇当り )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(労務名称)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(材料(機器)名称)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(機械名称)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">【機-1】</td> </tr> <tr> <td>(諸雑費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>賃金対象8時間の時の歩掛を記載する。</li> <li>労務区分は「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」から職種を選定し記載する。</li> <li>機械の数量は、時間損料機械の場合は時間を、運転日損料機械の場合は日数を記載する。</li> <li>材料はロス等を含む数量を記入する。</li> <li>諸雑費は必要に応じて記載することとし、労務費に対する割合(%)で記載する。 また、備考欄には諸雑費の具体的な内容を記載する。</li> </ol>	名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考	(労務名称)							(材料(機器)名称)							(機械名称)						【機-1】	(諸雑費)							合計						
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考																																																																															
(労務名称)																																																																																					
(材料名称)																																																																																					
(機械名称)						【機-1】																																																																															
(諸雑費)																																																																																					
合計																																																																																					
名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考																																																																															
(労務名称)																																																																																					
(材料(機器)名称)																																																																																					
(機械名称)						【機-1】																																																																															
(諸雑費)																																																																																					
合計																																																																																					